

じゅう よう じ こう せつ めい しょ していしょうがいじそだんしえん  
**重 要 事 項 説 明 書** (指定障害児相談支援)

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第76条及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号)第5条第1項の規定に基づき、当事業所の概要や提供する指定障害児計画相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 指定障害児計画相談支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 秀幸福社会
代表者氏名	理事長 中尾 巖
本社所在地 (連絡先)	大阪府茨木市庄二丁目7番35号 電話：072-631-5151 F A X：072-631-5141
法人設立年月日	昭和54年2月19日

2 利用者への指定障害児相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	相談支援センターひまわり
サービスの 主たる対象者	障害児
茨木市指定 事業所番号	指定障害児相談支援 2774200071号 (平成24年4月1日指定)
事業所所在地	大阪府茨木市庄二丁目7番38号(庄栄エルダーセンター内)
連絡先	電話：072-626-3310 F A X：072-626-3340
事業所の通常 の事業実施地域	茨木市全域
事業所が行う 他の指定障害 福祉サービス等	地域移行支援 (平成25年1月1日指定) 地域定着支援 (平成25年1月1日指定) 計画相談支援 (平成24年4月1日指定)

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	指定障害児相談支援サービスの提供
運営方針	障害児が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（1月1日～1月3日は除く）
営業時間	9：00～17：15

(4) 相談支援の可能な日と時間帯

計画相談実施日	月曜日～金曜日（1月1日～1月3日は除く）
実施時間	9：00～17：00

(5) 事業所の職員体制

管理者	宮中 彩華
-----	-------

職種	職務内容	人員数
管理者	<p>1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常勤 1人

相談支援専門員	<p>【指定障害児支援利用援助】</p> <p>利用者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。支給決定又は支給決定の変更前に、利用者等との面接を行い利用者又は家族の希望や状況を把握し、障害児支援利用計画案を作成します。支給決定又は変更後に、サービス事業者等との連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。</p> <p>【指定継続障害児サービス利用支援】</p> <p>市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、利用者及びその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>	<p>常勤</p> <p>1人</p> <p>以上</p> <p>非常勤</p> <p>人</p> <p>以上</p>
---------	---	---

3 提供する指定障害児相談支援の内容

(1) サービス利用支援

利用者及びその家族等との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。

【障害児支援利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	障害児支援利用計画の作成の開始にあたっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障害児通所支援事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	障害児支援利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の

		しゅるいとう きさい しょうがいじしえんりようけいかくあん さくせい 種類等を記載した障害児支援利用計画案を作成します。
4	しょうがいじしえん 障害児支援 りようけいかくあん 利用計画案 せつめい こうふ の説明・交付	しょうがいじしえんりようけいかくあん ないよう 障害児支援利用計画案の内容について、りようしゃおよ かぞく たい 利用者及びその家族に対して せつめい ぶんしょ 説明し、文書により障害児等の同意を得ます。また、しょうがいじしえんりよう 計画案を障害児等に交付します。
5	サービス 担当者 会議 の開催	しきゅうけつていとう おこな あと しきゅうけつていとう ふ しょう じしえんりよう 支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえて障がい児支援利用 けいかくあん へんこう おこな ふくし 計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を おこな 行います。また、サービス担当者会議 かいさい を開催し、サービス等利用計画案 ないよう せつめい ふくし など たんとうしゃ せんもんてき いけん もと の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めま す。
6	利用者等へ の説明	サービス担当者会議を踏まえたしょうがいじしえんりようけいかくあん ないよう サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容につい りようしゃおよ かぞく たい て、利用者及びその家族に対して説明し、ぶんしょ せつめい どうい え て、文書により同意を得ます。
7	しょうがいじしえん 障害児支援 りようけいかく 利用計画の 交付	かんせい しょうがいじしえんりようけいかく りようしゃおよ かぞく ふくし 完成した障害児支援利用計画を利用者及びその家族、福祉サービス たんとうしゃ こうふ 担当者に交付します。

(2) 指定継続 障害児支援利用支援

モニタリング	りようしゃおよ かぞく ふくし じぎょうしゃとう けいぞくてき れんらく 利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、 しょうがいじしえんりようけいかく じっしじょうきょう はあく 障害児支援利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定し たモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じて障 がいじしえんりようけいかく へんこう ふくし じぎょうしゃとう 害児支援利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を おこな 行います。また、あらた しきゅうけつていまた ちいきそうだんしえんきゅうふけつてい かわわ しんせい 新しい支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請 かんしょう おこな の勧奨を行います。
しょうがい じ しえん 障害児支援 りようけいかく へんこう 利用計画の変更	しょうがい じ しえんりようけいかく へんこう さい りようしゃ かいけつ かだい へんか 障害児支援利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化 りゅうい りんそく およ きてい ぎょうむ に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を おこな 行います。
にゅうしょ しせつ とう 入所施設等へ の紹介又は ちいき せいかつ 地域生活への いこう かん 移行に関する じょうほう ていきょうとう 情報提供等の えんじよ 援助	りようしゃ きょたく にちじょうせいかつ いとな こんなん みと 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める ばあいまた しょうがい じ していしょうがい じ しえん しせつとう にゅうしょ びょういん 場合又は障害児等が指定障害児支援施設等への入所や病院への にゅういん きぼう ばあい しせつとう しょうかいなど おこな 入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、していしょう がい じ しえん しせつとう たいしょ びょういん たいいん りようしゃとう 害児支援施設等からの退所や病院から退院しようとする利用者等から いらい ばあい きょたく せいかつ えんかつ いこう しょう 依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障 がい じ ふくし しせつとう れんけい はか ひつよう じょうほう ていきょう じよげんとう 害児福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の えんじよ おこな 援助を行います。

4 提供する指定 障害児相談支援の利用者負担額について

していしょうがいじそうだんしえん 指定 障 害児相談支援	りようしゃふたんがく はっせい 利用者負担額は発生しません。※
こうつうひ 交通費	つうじょう じぎょう じっしちいきがい ちいき きょたくとう ほうもん していけいかく 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画 そうだんしえん ていきょう ばあい ひつよう こうつうひ 相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。

※ しょうがいじそうだんしえんきゅうふひ じぎょうしゃ だいりじゅりょう おこな しょうがいじそうだんしえん  
障 害児相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(障 害児相談支援  
たいしょうほごしゃ しょうかんばら きぼう ばあい しょうがいじそうだんしえんきゅうふひ ぜんがく  
対象保護者が償 還払いを希望する)場合は、障 害児相談支援給付費の全額をいた  
んお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「  
りょうしゅうしょ そ きゅうふけつていしちょうそん しょうがいじそうだんしえんきゅうふひ しきゅう しんせい  
領 収 書」を添えて給付決定市町村に障 害児相談支援給付費の支給を申請してくださ  
い。

※ きゅうふひ べっし けいかくそうだんしえんきゅうふひ  
給付費については別紙「計画相談支援給付費」をご参照ください。

### 5 交通費の支払い方法について

こうつうひ しはら 交通費の支払い 方法について	こうつうひ しょうがいじそうだんしえん りよう つき よくげつまつじつ 交通費について、障 害児相談支援を利用した月の翌月末日までに りようげつぶん せいきゆうしょ おとど しょうがいじそうだんしえんじっし きろく ないよう 利用月分の請求書をお届けします。障 害児相談支援実施の記録と内容 しょうごう せいきゆうつきまつじつ かき ほうほう を照合のうえ、請求月末日までに、下記のいずれかの方法により お支払い下さい。 しはら くだ (ア)現金支払い げんきんしはら (イ)事業者指定口座への振り込み じぎょうしゃしていこうざ ふ こ
--------------------------------	---

### 6 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

りようしゃ じぎょう 利用者のご事情により、 担当者の変更を希望される 場合は、右の相談担当者まで ご相談ください。	ア そうだんたんとうしゃしめい 相談担当者氏名 しめい みやなか あやか (氏名) 宮中 彩華 イ れんらくさきでんわばんごう 連絡先電話番号 でんわばんごう (電話番号) 072-626-3310 どう ふあつくすばんごう 同 FAX番号 ふあつくすばんごう (FAX番号) 072-626-3340 ウ うけつけび うけつけじかん 受付日および受付時間 げつ きん のぞ 月～金(1/1～1/3除く) 9:00～17:15
--	---

※ たんとうしゃ へんこう かん りようしゃとう きぼう そんちよう ちょうせい おこな どうじぎょうしよ  
担当者的変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行います。当事業所の

じんいんたいせい きぼう ばあい せいか りようしよ  
人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

### 7 指定障 害児相談支援の提供にあたっての留意事項

#### (1) 市町村の支給決定内容等の確認

していしょうがいじそうだんしえん ていきょう さきだ しょうがいふくし どう しきゅうけつてい  
指定障 害児相談支援の提供に先立って、障 害福祉サービス等の支給決定を受けて

いる場合は、受給者証をご提示いただき、指定障害児相談支援の対象者であること、継続障害児利用支援のモニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

指定障害児相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者及びその家族に説明するとともに、利用者等に対して相談支援提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者等から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	みやなか	あやか
-------------	-----	------	-----

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

9 ひみつ ほし こじんじょうほう ほご 秘密の保持と個人情報保護について

<p>① 障害児及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、指定障害児相談支援の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者及びその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 きんきゅうじ たいおうほうほう 緊急時の対応方法について

① 指定障害児相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者及びその家族が予め指定する連絡先にも連絡します。

② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 072-626-3310 (対応可能時間 9:00~17:15)

## 1.1 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険

保険名 ひまわり 賠償責任保険

保障の概要 障害補償、賠償責任保障

## 1.2 身分証携行義務

指定障害児相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 1.3 記録の整備

(1) 利用者及びその家族等に対する指定障害児相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

・ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画

・ アセスメントの記録

・ サービス担当者会議等の記録

・ モニタリングの結果の記録



③ 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知に係る記録

④ 障害児及びその家族からの苦情の内容等の記録

⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) これらの記録は指定障害児相談支援完了の日から5年間保存し、利用者等は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

#### 1.4 苦情解決の体制及び手順

提供した指定障害児相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から事業所に対するご意見等も頂いています。

第三者委員氏名

中鼻 加代子

<p>相談支援センターひまわり 苦情受付窓口 宮中 彩華</p>	<p>所在地 茨木市庄二丁目7番38号 電話番号 072-626-3310 受付時間 月～金曜日(祝日等を除く) 9:00～17:15</p>
<p>茨木市役所 発達支援課</p>	<p>所在地 茨木市駅前3丁目8番13号 電話番号 072-620-1633 (発達支援課) 受付時間 月～金曜日(祝日等を除く) 9:00～17:15</p>
<p>大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>所在地 大阪府中央区谷町七丁目4番15号 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日(祝日等を除く) 10:00～16:00</p>

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	ねん 年	がつ 月	にち 日
-----------------	---------	---------	---------

上記内容について、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）第5条1項の規定に基づき、障害児相談支援対象保護者に説明を行いました。

事業者	所在地	いばらきししょうにちようめ 茨木市庄二丁目7番35号
	法人名	しゃかいふくしほうじん しゅうこうふくしかい 社会福祉法人 秀幸福社会
	代表者名	りじちよう なかおいわお 理事長 中尾 巖
	事業所名	
	説明者指名	いん 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

障害児 相談支援 対象保護者	住所	
	氏名	いん 印

指定障害児 相談支援 対象児童	住所	
	氏名	いん 印

代理人	住所	
	氏名	いん 印